

が行う薪炭の貢入代金の支拂に必要な資金の交付をなさしめることができます。」こう書いてあります。ここでひとつお尋ねいたしたいと思いますのは、もちろん農業協同組合、または農業会が木炭、薪炭の取扱いをいたしているのであります。そのほかに森林組合といふもののがやはり同様の事業をやつてゐるのであります。この森林組合が薪炭を約三割五分ほど扱つており、炭は二割ほど扱つてゐるのであります。これをここへ入れていただくようなことができないもののかどうか、また政府はそれが入れるべきものだとお考えになつておられるかどうかをお尋ねしたいのであります。

○三浦政府委員　ただいま内務委員から御質問であります。お話を通りに現在までは森林組合も、薪につきましては四割近く、木炭についても二割余りを取扱つて來たのが現状でござります。そこで今回御審議をいたしておられます法律案の中に、從來中金だけが薪炭の政府受領書でもつて金を出しておつたのを、どこの金融機関に行つても、その受領書が金になり、預金にするようにするという趣旨から、これが拡張を見ようとするわけであります。

林野局といだしましては、この機会に森林組合または縣の連合会も現在扱つているのだから、そういうふうにしてもらいたい。またこれと直接ではございませんが、森林組合あるいは連合会といふものは、今日林業の復興が非常に叫ばれている際に、森林の培養をする唯一の正規の團体であるという事情等をも入れて扱つてもらいたいということを、関係方面とも相談したのであります。が、現在の森林法でいきますと、

出査組合は金融はできることになつておりますが、預貯金の受け入れの關係がない。従つて完全な金融機関といふには言えないのではないかということから、今日原案に出ているような状態になつてゐるのであります。

○井出委員 ただいまの林野局長官の御答弁で、政府当局が森林組合といふ團体を林業の基本團体であると御認識になつてゐる点は、私どもも大いに敬意を表する次第であります。そこで從來薪炭の取扱いにつきましては、政府の統制機構の最末端におきまして、二つの指定機関として薪炭の取扱いをやつてまいつたのであります。それがあつて本法原案のままでまいりますならば、その團体が著しく金融の面において利便を失く、こういうような現象を生ずると思うのであります。が、この点長官の考えはいかがでござりますか。

○三浦政府委員 御指摘のように、私どもも遺憾ながらその点はなはだ利便を欠く。進んでは森林組合の育成成績がいかがかというよなことを、端的に申しますと心配しているような状態であります。

○井出委員 ただいまの御答弁で、大体私の考え方おりましたと同じ方向に当局も御認識になつて、いるようでござります。ただ問題はつき長官の御説明の中にもありましたように、嚴密な意味で金融機關、ということに、森林組合がなり得るかどうか、ここに問題があらうかと思うであります。おそらく当局としては森林組合を維持育成をしていきたい。この強化をまつて日本の民有林の綠化を期していきたい。こういう考え方であろうと思ひますので、きわめて形式的な金融機關としての嚴

○井出委員 さようありますれば、これはきわめて形式的な点が障害となつておるのであります。実際上の問題としましては、從來相当分量を扱つておりますし、なおかつ農林中央金庫の構成メンバーとして、從來もそういうふうな支拂代行というようなことはやつておつたのであります。むしろこの際積極的にそういう形式的な方面を離れて、実質上の觀點に立ちまして、森林組合をも、この列挙してある農業会とか、農業協同組合とかと同列において、この支拂代金の取扱いをなさしめる。こうしたことに対しても農林當局は別に御異存はないように思いますが、その点いかがでありますか。

○荒木政府委員 森林組合を本法の一種の金融機関として取扱われたらどうかといふその氣持においては、大藏當局においても了承いたしておるのではありますが、農林當局との今までの慎重な協議の結果、森林組合の現在の全國的な実情は、まだ時期尚早と申しますか、金融機關としての体を全國的には

なしていないというふうな見地から話合いまして、原案の通りにしておるのあります。願くば森林組合がもう少し強化されると申しますか、実力を培養されまして、適当の時期に同様の考慮を拂うということが適切であるうと考えておる次第であります。

○井出委員　ただいま大藏政務次官の御答弁で、大蔵省の御見解は一應伺つたわけでございます。今日まだ森林組合が弱体であるというお考えであります。これは地方によつてあるいはさほど活発な活動をしておらぬ面もござりますけれども、大体山林縣とでも呼ばれる地方においては、きわめてその運営も適切にいつておりますし、森林組合がこういつた薪炭などを扱い、その中から生まれてきたところの利潤としてもいうべきものが、もありとしまずならば、これが直接山の綠化のために還元をされておる。こういう実情をお考えいたくなれば、むしろ百尺竿頭一步をお進めになつて、ただいまのような自重論をもう少し拡大されまして、この際森林組合にもそれをなさめる便益をはかることによつて助長育成をする。それがとりもなおさず今非常に叫ばれておる治山治水とい々面にも大きな貢献をするゆえんだ、こういふうなところまで拡大してお考えくださいつて、この改正案の中に森林組合を加えるということに、ぜひ御賛成をいただきたいと思ひます。それがどうか。その点いかがでございましょうか。

○荒木政府委員　大体趣旨におきまして了解いたします意味は先ほど申し上げたのでございますが、農業会もしくは農業会が改組せられて農業協同組合となつた。その協同組合というもの

は、御承知の通り全國的に例外なく普及いたし、かつまたその機能も金融機關として名実ともに認められておる状況でございまして、例外なく取扱いが可能であると存ずるのであります。今仰せのこととく森林組合につきましても、ある森林縣におきましては相当の発達をしておることも私承知いたしておりますのであります。が、制度として取入れます限りは、発達しておることの実力ある森林組合を一々指定いたしまして取扱わせることも、制度としてはいかがかと存じますので、森林組合の所管廳たる農林省におきましても、これが育成に力を注いでいただきましてようし、おのづから適当の時期があろうかと思いますので、この際といしましては原案の通りにいたしまして、適当の時期に適切なる考慮を拂いまして改正を加えたらいかがかと存する次第であります。

えます。ならば、これはいつまで経つても山のない所に森林組合はできないのでありますから、むしろ現状程度を卒直に御認識にならねまして、先ほど来申しております薪炭取扱量の、薪におけることは三割ないし四割、これは厖大なる数字であります。炭におきましても約二割、なおそのほかに從來の農業会の機構の傘下にあつて、山林業者ないしは森林組合員が自分で生産した炭を金融その他の便利がありますために、農業会の系統を経由して出しておる。こういう現状もござりますので、むしろここにおいてこういつた本法のような金融的な利便が森林組合に得られますならば、これを一つの踏切点として一大飛躍をするであらうといふことは私は間違いないと思うのであります。さような意味合いにおいてこの機会にやはり森林組合を同列に扱わしめることが、私はどうしても妥当だと考えるのでありますが、農林省御見解を伺いたいのであります。

えます。ならば、これはいつまで経つても山のない所に森林組合はできないのでありますから、むろん現状程度を卒直に御認識になられまして、先ほど來申しております薪炭取扱量の、薪においては三割ないし四割、これは應

でき、さつき申し上げたような、まだ預貯金の制度がない、というようなことからなつたので、私ども林野局の方面といたしましてはこれはまことに遺憾であつて、森林復興の機關團体として一生懸命になつておる森林組合及び組

して山林復興の一助たらしめる。こういうことの方が現段階において適切な仕事である、か上うに確信するのであります。いかがでありますようか。

に整備されておらぬ部分もあるといふことは私も認めます。けれどもそれから今度竿頭一步を進めて、私の考えておるような線に修正をするならば、これを契機としてます／＼森林組合といふものは発達していくだろう、こういふ

ただきたいと思うのであります。が、
う一過農林当局の御見解を伺いたい。
私も発言をいたしました以上、何と
この結果をつけたいと思うのであり、
して、もう一過三浦さんの御答弁を
聴きたいと思います。

○井出委員 要するにこれは事實論と法理論といはずかといふうなケースじやないがと思うのであります。そこで法理論的な根拠を主張される大蔵省の側を検討いたしますならば、預貯金業務を森林組合は行わない。しかし森林法においては貸付ということは明瞭にできるのでありますし、これは必ずしも金融機関ではない。何と申しましようか、金融業務の一部は現在確かに行つておる。こういうことはこの森林法に明記されておるところだらうと思うのであります。そこで問題は預貯金業務をやつておらぬということでありまして、金融の預金口座というやうなものが森林組合にない。従つて政府の支拂代金を、時に預金口座へ振替えて計算をするという便宜がないだけでございまして、そいつた他の手続上の問題だけが障害になつておるとすれば、私は山林復興のために非常に遺憾であると思うのであります。大きな意味で政治をするというならば、こういうような手続上の問題を乗り越えた事実論の立場の上に立つて、むしろこの際私の申し上げるように森林組合を加えることは、法的措置として必ずしも違法ではない。森林組合も当然この線に沿うて政府支拂代金の代行事務を扱うということから、この際はむしろ森林組合をしてこれをやらしめる、そう

備して能力のあります森林組合が取扱う限りにおいては、それだけとしましては毛頭ございません。ただ政府の支拂代金を取扱うという関係において、かつた特殊の金融機関としての存立を制度上認めます限りは、いかなる場合におきましても、例外なく信頼のできる機能を自身がもつていなければ適当でないと存ぜられるのでございまして、さような見地からさつき仰せになりましたように、森林のない所に森林組合は発達しないし、また存在もしませんけれども、森林がありますところの各縣におきます森林組合にいたしましても、必ずしも農業会等の普遍的な発達はいたしておりませんので、機能的な欠陥と申しますか、能力が欠けておるものもござりますので、一種の金融機関として、それをおしなべて制度上取扱うということはいかがであろうか、かような見解から原案通りになつておることは、見る先ほど申し上げた通りでありますて、おのずから適当の時期がございましようから、そのときにいたしらいかがか、かよう考える次第であります。

ことを考えまするならば、單に金融といふ点から——從來金融といふものは、相手方に對しておつかないが、森林組合を不安に思われる心配は私は私の方の感覚だと思うのであります。が、金融の毛頭ないと思います。政府資金の支拂の代行をさせるだけの仕事でありますて、その担保性をしておるとでも申しましようか、翡翠といふのは森林組合がはつきり握つておるのでありますから、その金が他に流用されるとか、そういう懸念は毛頭ないものだと考えるのであります。さようなわけで荒木政府委員のお話の、しかるべき適当な時期という抽象的な御表現では、これはまつたく百年河清をまつに等しいようなものになつてきやせんか、こういう懸念も多分にあるのでありますて、むしろ政府がこういう問題に対して判断を示していたたく、それこそ私は眞の政治であるといふふうに考えておるものであります。従つて先ほど来て大蔵、農林両省局の御答弁を伺つておりますと、どうも農林省側が少し御遠慮なさつておるのではないかといふ氣がするのであります、三浦長官におかれでは林野行政を統べていらつやるお立場において、むしろもう少し積極的、建設的に森林政策を育成されると、どうも氣魄をお示しくださつて、どうか私の申し上げる方向に御盡力をい

○内閣委員 ちよつと関連しておりましたから……。私荒木さんにお伺いしたいと思います。実は先ほど來の答申の質問に對しての政府委員のお答えは、あたかもこの会計法で政府資金が流れしていくを貯金されるその機關のためだつて貯金させるためだといううな象を與えられるのであります。私はもはうではないと思うので、政府は薪を買ひ、炭を買われるその金を生業者に支拂うのだ、それを渡すのに今までのような中央金庫だけではいかぬので、今度拡張して渡しやすいようにするのだと、いうのが私どもは目的だと申します。ところが預金の制度がないからだめなんだということになると、ちょうど預金させるための会計法のよくな印象を與えるのであります。あとためてこの会計法の目的は奈辺にあるのか、お尋ねしたいと思います。

ることが適切であり、一方におきましても農業会もしくは協同組合は、相当普遍的に存在しておりますので、便宜の点から申しましても、さらに健全に発達しました森林組合が加わりますれば、より便宜であるとは、もちろん言えると思いますけれども、全國的に普及しました農業会、協同組合といふことによつて、一應的には達すると思われますし、かつまた先刻來るる申し上げておりますように、非常に発達しましたところには、人員あるいはその能力等も金融機関としての内容をもつておられるところはもちろんあるのですありますが、そうでないところもありますので、普遍的にと申しますか、森林組合がそなりますときには、これを正確に取入れるというのは、またおのずから別に時期があるであらう、言いなれば農林當局におきまして、もつと積極的に森林組合の育成等達を考えられまして、もうこれでいいじゃないか、さあこいという時期がおのずからあるであろう。その時期に加えても遅くはないじやないか、かつまたそうする方が経過的には適切であらう、かよう考へる意味において申し上げた次第であります。

おるのであります。薪を三割五分から四割、炭を二割も扱つておるのはこれは分野が違うのです。農業協同組合、農業会が扱つておるとの範囲が違うのです。その方を何とか便利を考えてやりませんと、私はほんとうに薪炭が出来わらないことになつてしまつと思う。でありますからむしろそういうことを親切にお考えなさることが、薪炭需給を円滑ならしむる大事なことです。あつて、それを忘れては何にもならぬのであります。もしそれを忘れてお考りなさるならば、私どもは今度の五十億の増額も、何とか考えなければならぬことになるだらうと思うのであります。ですからその点実体をよくお考えいただきまして、單なる金融機關だけを見ずにお考えいただいて、薪炭の需給をほんとうに円滑にならしめるようにしていただきたいのであります。希望は森林組合を入れていただきたい。希望として申し上げておるのでありますから御返事は要りません。

部行政のために使うという、一つの大きな理想を財政の上に織りこむことが必要ではないかと考えておるのであります。これは現実から見るならば、なり困難なようであります、いたゞらに現実にとらわれて、文化國家の建設ということを、單なる口頭精神に終りしないためには、そういう財政の立てについても文部省当局として考え方にも必要があるのではないかと思うのであります。かかる面におけるいろいろな根本的な方針について、この機会に文部省当局の所見を承りたいと思うております。

省は今度議会に教育委員会法を提案いたしまして、教育を地方に分権するたしまして、教育を地方に分譲することになつたのでありますから、その方向からいきますば、將來は國の直轄する學校の教は、國自身が扱いますけれども、義務教育は地方の財政において賄うといふ方向に向つていかなければならぬとえておるのであります。ただししか経過的には六・三制の完成とか、あるいは新制高等学校の完成につきましては、國の財力の許す限りこれを援助し、また六・三制の完成につきましても、國が直接責任を負う義務教育でありますから、國自身の財政の許す限り、新制高等学校につきましては十五年が、今のところ國の財政上やむを得ず、義務教育につきましては半額補助、新制高等学校につきましては十四年の程度の補助しかできないような状況になつておるのであります。以上御了承願います。

人を子等 なうが文場 し要あと育 御現分補傳すりあて助てる今考う務育れり、い部

第三百八十九号)による高等学
校高等科、旧大学令(大正七年
勅令第三百八十八号)による大
学校又は旧専門学校令(明治
三十六年勅令第六十一号)によ
る専門学校を卒業し、又は修了
した者

二 高等試験予備試験に合格した
者

四 前二号に該当する者の外、会
計士管理委員会の定めるところ
により、前二号の一に該当する
者と同等以上の一般的学力を有
すると認められた者

(第二次試験)

第八條 第二次試験は、会計士補と
なるのに必要な専門的学識を有す
るかどうかを判定することをもつ
てその目的とし、会計学、簿記、
原價計算、経済学、経営学、財政
学、金融論、民法(親族及び相続
に関する部分を除く。)並びに商法
(海商、手形及び小切手に関する
部分を除く。)について、これを行
う。

2 第二次試験は、第一次試験に合
格した者又は前條の規定により第
一次試験を免除された者に限り、
これを受けることができる。

(第一次試験の一部免除)

第九條 左の各号の一に該当する
ものについて、当該各号に定める科
目について、第二次試験を免除す
る。

一 学校教育法による大学、旧大
学校令による大学、予科を含む。以
下同じ。、旧高等学校令による
高等学校高等科若しくは旧専門
学校令による専門学校において

三年以上商業に属する科目の教
授若しくは助教授の職にあつた
者は、商業に属する科目に関する
研究により学位を授與された
者については、会計学、簿記、
原價計算、経済学及び金融論
に関する研究により学位を
授與された者については、経済
学、財政学及び金融論

三 学校教育法による大学、旧大
学校令による大学、旧高等学校令
による高等学校高等科若しくは
旧専門学校令による専門学校に
おいて三年以上法律に属する
科目の教授若しくは助教授の職
にあつた者又は法律に属する
科目に関する研究により学位を
授與された者については、民法
及び商法

四 前條第一項に規定する科目の
一又は二以上について高等試験
本試験を受け当該試験に合格し
た者については、当該試験にお
いて受験した科目

(第三次試験の要件)

第十條 第三次試験は、公認会計士
となるのに必要な高等の専門的應
用能力を有するかどうかを判定す
ることをもつてその目的とし、財
務に関する監査、分析その他の実
務について、これを行う。

(第三次試験受験の要件)

三年以上商業に属する科目の教 授若しくは助教授の職にあつた 者は、商業に属する科目に関する 研究により学位を授與された 者については、会計学、簿記、 原價計算、経済学及び金融論 に関する研究により学位を 授與された者については、経済 学、財政学及び金融論

第十一條 第三次試験は、第十二條 の規定による実務補習を受けた期 間が一年をこえ、且つ、当該期間 の外に会計士補として第二條第一 項の業務について公認会計士を補 助した期間が二年をこえる者に限 り、これを受けることができる。

(実務補習)

第十二條 実務補習は、会計士補に 対して、公認会計士となるのに必 要な技能を修習させるため、公認 会計士の事務所その他会計士管理 委員会の認定する機関において、 これを行う。

(登録の義務)

(変更登録)

(登録の抹消)

外、公認会計士試験に關し必要な
事項は、会計士管理委員会規則を
もつて、これを定める。

第三章 登録

第一條 この法律に定めるものの
事項は、会計士管理委員会規則を
もつて、これを定める。

第二十條 公認会計士又は会計士補
は、第十七條第一項の規定により
登録を受けた事項に変更を生じた
ときは、直ちに変更の登録を申請
しなければならない。

第二十一條 左の各号の一に該当す
る場合には、会計士管理委員会
は、公認会計士又は会計士補の登
録を抹消しなければならない。

一 公認会計士又は会計士補がそ
の業務を廃止したとき。

二 公認会計士又は会計士補が死
亡したとき。

三 第四條各号の一に該当するに
至ったとき。

四 登録の有効期間の満了の際、
更新の登録の申請がなかつたと
き。

第二十二条 この法律に定めるもの
の外、登録の手続、登録の抹消、
公認会計士名簿、会計士補名簿そ
の他登録に關して必要な事項は、
会計士管理委員会規則をもつて、
これを定める。

第二十三条 会計士管理委員会は、
会計士管理委員会規則をもつて、
外國の法令により公認会計士に相
當する資格を有する者に対する公
認会計士試験の免除及びその者の
登録に關する事項を定めることができる。

第二十四条 公認会計士試験の各試験
に合格した者には、それぞれ當該
試験に合格したこととを証する証書
を授與する。

第二十五条 公認会計士試験は、会計
士管理委員会規則の定めるところ
により、会計士管理委員会の定め
る試験機関が、これを行う。

第二十六条 公認会計士試験は、会計
士補として第二條第一項の規定によ
り、会計士補として第二條第一項の規
定による登録を受けようとする者は、
公認会計士名簿は、会計士管理委員会
に、これを備える。

第二十七条 第十九條第一項又は第三
項の登録を受けようとする者は、
登録申請書を会計士管理委員会に
提出しなければならない。

第二十八条 第十九條第一項又は第三
項の登録を受けようとする者は、
には、公認会計士補となる資格を
有することを証する書類を添附し
なければならない。

第二十九条 公認会計士試験は、会計
士管理委員会規則の定めるところ
により、会計士管理委員会の定め
る試験機関が、これを行う。

第三十条 公認会計士試験は、毎年一回以
上、これを行う。

第三十一条 公認会計士試験は、会計
士補として第二條第一項の規定によ
り、会計士補として第二條第一項の規
定による登録を受けようとする者は、
公認会計士名簿は、会計士管理委員会
に、これを備える。

第三十二条 公認会計士試験は、会計
士補として第二條第一項の規定によ
り、会計士補として第二條第一項の規
定による登録を受けようとする者は、
公認会計士名簿は、会計士管理委員会
に、氏名、生年月日、事務所その
他の登録に關して必要な事項をもつて、
公認会計士管理委員会規則をもつて、
公認会計士の登録を受けなければ
定める事項の登録を受けなければ
ならない。

第三十三条 公認会計士試験は、会計
士補として第二條第一項の規定によ
り、会計士補として第二條第一項の規
定による登録を受けようとする者は、
公認会計士名簿は、会計士管理委員会
に、これを備える。

第三十四条 第十九條第一項又は第三
項の登録を受けようとする者は、
登録申請書を会計士管理委員会に
提出しなければならない。

第三十五条 公認会計士試験は、会計
士管理委員会規則の定めるところ
により、会計士管理委員会の定め
る試験機関が、これを行う。

第三十六条 公認会計士試験は、毎年一回以
上、これを行う。

第三十七条 第十九條第一項の登録の中請書
には、公認会計士補となる資格を
有することを証する書類を添附し
なければならない。

第三十八条 公認会計士試験は、会計
士管理委員会規則の定めるところ
により、会計士管理委員会の定め
る試験機関が、これを行う。

第三十九条 公認会計士試験は、会計
士補として第二條第一項の規定によ
り、会計士補として第二條第一項の規
定による登録を受けようとする者は、
公認会計士名簿は、会計士管理委員会
に、これを備える。

第四十条 公認会計士試験は、会計
士補として第二條第一項の規定によ
り、会計士補として第二條第一項の規
定による登録を受けようとする者は、
公認会計士名簿は、会計士管理委員会
に、これを備える。

第四十一条 第十九條第一項又は第三
項の登録を受けようとする者は、
登録申請書を会計士管理委員会に
提出しなければならない。

第四十二条 第十九條第一項又は第三
項の登録を受けようとする者は、
登録申請書を会計士管理委員会に
提出しなければならない。

第四十三条 公認会計士試験は、会計
士管理委員会規則の定めるところ
により、会計士管理委員会の定め
る試験機関が、これを行う。

第四十四条 公認会計士試験は、毎年一回以
上、これを行う。

第二十四條 公認会計士は、財務書類のうち、左の各号の一に該当するものについては、第二條第一項の業務を行つてはならない。

一、公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の團体の財務書類。

二、公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者その他公認会計士が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した会社その他の者の財務書類。

2、國家公務員若しくは地方公共團体の吏員又はこれらの中間は、その在職し、又は退職前二年間に在職して職務上密接な關係にある富利企業の財務について、第二條第一項の業務を行つてはならない。

(証明の範囲の明示)
第二十五條 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について證明をする場合において、當該財務書類に掲げる事項中特定の事項について証明をしないときは、その旨を明らかにしなければならない。

(信用失墜行為の禁止)
第二十六條 公認会計士又は会計士補は、公認会計士若しくは会計士補の信用を傷つけ、又は公認会計士及び会計士補全体の不名誉となるような行爲をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十七條 公認会計士又は会計士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は借用してはならない。公認会計士又は会計士補でなくなつた後であつても同様とする。

(廣告事項の制限)
第二十八條 公認会計士又は会計士補は、公認会計士又は会計士補の称号及び専門とする業務を除く外、その技能又は経験に関する廣告をしてはならない。

第五章 公認会計士及び会計士補の責任
第二十九條 公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分は、左の三種とする。

一、戒告
二、一年以内の業務の停止
三、登録の抹消
(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第二十九條・公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分は、左の三種とする。

一、戒告
二、一年以内の業務の停止
三、登録の抹消

(虚偽又は重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして證明した場合における公認会計士の責任)

第二十九條・公認会計士又は会計士補が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして證明した場合は、会計士管理委員会は、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をことができる。

2、公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして證明した場合における公認会計士の責任

第一項又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

第三十條 公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして證明した場合は、会計士管理委員会は、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をることができる。

第三十一條 公認会計士又は会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、会計士管理委員会を置く。

第三十二條 公認会計士は、公認会計士試験に合格した者は、大蔵大臣の所轄に属する。

(914)

(一般的懲戒)

第三十一條 公認会計士又は会計士補がこの法律又は会計士管理委員会規則に違反したときは、会計士管理委員会は、第二十九條各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

第三十二條 何人も、公認会計士又は会計士補に前二條に該当する事実があると思料するときは、会計士管理委員会に対し、その事実を報告し適切な措置をとるべきことを求めることができる。

第三十三條 委員の任期は、三年と定めるとともに、公認会計士管理委員会は、前項の処分をさせることができること。

第三十四條 会計士管理委員会は、相当地に該当するときは、会計士管理委員会事務局の職員をして、前項の処分をさせることができる。

第三十五條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2、委員は再任されることが可能である。

第三十六條 委員の身分保障は、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があつた件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載され、その結果を明らかにして置かなければならぬ。

第三十七條 委員の登録は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中の意に反して罷免されることはない。

第三十八條 委員は、公認会計士の登録を抹消され、又は三十一条の規定により懲戒を受けた場合に該当する場合を除いては、在任中の意に反して罷免されることはない。

3、委員は再任されることが可能である。

第三十九條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中の意に反して罷免されることはない。

第四十條 委員長は、委員のうちから意見若しくは参考人に出頭を命じて尋問し、又はこれら

徴すること。

二、鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

2、委員は、人格が高潔で、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年齢三十五年以上の公認会計士のうちから、大蔵大臣が、これを任命する。

3、委員は、國家公務員法第二條第三項第十三号の特別職とする。

三、帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命令し、又は提出物件を留めて置くこと。

2、会計士管理委員会は、相当地に該当するときは、会計士管理委員会事務局の職員をして、前項の処分をさせることができる。

3、委員は再任されることが可能である。

三、公認会計士及び会計士補の登録の抹消

5 特別公認会計士試験を受けようとする者は、五百円を、受験手数料として納付しなければならない。この場合には、第十三條第二項の規定を適用する。

6 特別公認会計士試験に合格した者には、特別公認会計士試験に合格したことと証する証書を授與する。

第五十八條 特別公認会計士試験は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、これを行う。

第五十九條 特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目及び試験の方法については、会計士管理委員会が、これを定める。

第六十條 会計士管理委員会の第一期の委員は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、公認会計士以外の者であつて同項に規定する他の條件を備えるもののうちから、これを任命することができる。

2 会計士管理委員会の第一期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

3 会計士管理委員会の第二期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、そのうち一人については、一年、二人については、二年、二人については、三年とする。

4 前項に規定する各委員の任期は、大蔵大臣が、これを指定する。第六十一條 計理士法（昭和二年法律第三十一号）は、これを廃止する。但し、同法廢止前になした行為に対する罰則の適用について

は、なお從前の例による。

第六十二條 計理士法第五條の規定による計理士の登録の申請は、この法律公布の日以後は、これを受理しない。

第六十三條 計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十五年七月三十日までに限り、計理士の名前を用いて、計理士法第一條に規定する業務（第二條第一項の業務に該当するものを除く。以下同じ。）を営むことができる。

第六十四條 前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者については、計理士法第四條、第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第四條及び第八條中「主務大臣」とあるのは、「会計士管理委員会」と、第九條中「主務大臣ハ計理士懲戒審議会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「会計士管理委員会」へと読み替えるものとする。

第六十五條 第四條の規定の適用については、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、旧会計検査懲戒法（明治三十三年法律第二十一号）又は旧行政裁判所長官評定宣傳戒令（明治三十二年勅令第三百五十四号）の規定による懲戒免官の処分は、國家公務員法の規定による懲戒免官の処分とみなす。計理士法の規定による業務の禁止の処分は、第三十一条の規定による登録の抹消の処分とみなす。

第六十六條 計理士法の規定による計理士試験第一次試験は、これと同様に実務補習を受けた期間又は当該期間の外に会計士補として第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間とみなす。

第六十七條 大藏省設置法（昭和二十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第六十八條 計理士法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十九條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のとおり改正する。

第七十条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のとおり改正する。

2 第十一條の規定の適用について

は、計理士として会計に関する檢査又は證明の業務に從事していた期間は、これを第十二條の規定による実務補習を受けた期間又は當該期間の外に会計士補として第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間とみなす。

第六十六條 計理士法の規定による計理士試験に合格した者に對してに該当するものを除く。以下同じ。)を営むことができる。

第六十七條 計理士法の規定による計理士試験に合格した者に對しては、公認会計士試験第一次試験は、これを免除する。

第六十八條 計理士法（昭和二十三年法律第一号）第十七條ニ依ル登録

税を納ムベシ
一 公認会計士法（昭和二十三年法律第一号）第十七條ニ依ル登録

会計士補 金三千円
会計士補 金千五百円

公認会計士 金百二十円

会計士補 金六十円

公認会計士 金百二十円

会計士補 金六十円

公認会計士 金三百円

会計士補 金一百五十円

公認会計士 金五百円

会計士補 金六十円

公認会計士 金五百円

定により効力を有する同法の規定を含む。)により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、弁護士法第五條の改正規定にかかるべし。第七十二条 弁護士法の一部を次のとおり改正する。
第五條第三号中「本法若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者」を「本法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者、公認会計士法（昭和二十三年法律第一号）第十三條ハ第三十一條ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ処分ヲ受ケタル者」に改め、「業務禁止」の下に、「登録ノ抹消」を加える。
第六十四条 計理士法の規定（第六十四条の規定により計理士法第一條に規定する業務を営む者である場合において、計理士登録簿の登録の抹消があつたときは、税務代理士法第五條の改正規定にかかるべし。同法第四條第一項の許可是、その効力を失う。第七十一条 弁護士法の一部を次のとおり改正する。
第五條第二号中「又ハ辯理士若ハ計理士法ニ依リ業務を禁止セラレタル者」を「辯理士法ニ依リ業務を禁止セラレタル者」を「辯理士法ニ依リ業務を禁止セラレタル者又ハ公認会計士法（昭和二十三年法律第一号）第十七條ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ処分ヲ受ケタル者又ハ公認会計士法（昭和二十三年法律第一号）第十七条ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ処分ヲ受ケタル者」に改め。企業の経理が複雑となり、財務書類が企業と投資者の間を結ぶほとんど唯一のつながりとなつております今日、企業の経理を公正にし、財務書類の眞実性を確保することは、民主的かつ合理的な経済の基礎を確立するための欠くことのできない要請であり、今後が國が民間外資の導入をかります場合に、このことが必須の前提条件となつてまいるのであります。しかし、この要請を満すためには、米

國及び英國に見られること、自由職業者としての高い社会的信用を有する多数の会計士を必要とするのであります。わが國の現状におましても、從来から計理士の制度はありました。が、この要請に應ずるために、公平に見て、なおはなはだ不満足な状態にあることは、遺憾ながら一般的の認めるところであります。ここにおいて政府は、公認会計士の制度を設け、できるだけ速やかに世界的水準に達する公認会計士を養成し、諸外國の信頼に値する企業の財務書類の監査証明が行われ、これによつて外資が、安んじてわが民間企業に投資される態勢を一日も速やかに確立することが必要であると認め、ここに公認会計士法案を提出いたしました。

法案の要旨を簡単に申し述べますと、会計実務を専門とする自由職業者たる公認会計士及びその補助者たる会計士補を設け、高級の國家試験に合格し所定の登録をした者をして、その業務を営ませることといたしました。公認会計士は、会計に関する監査証明を要求され、その義務に違反したときは、裁判類似の手続を経て、懲戒処分を受けることとされておりました。

次に公認会計士の監督は、「一般行政官廳をしてなさしめることは不適当と認められますので、大藏大臣の管理のもとに会計士管理委員会を設け、試験の施行、登録、懲戒等の事務を掌らしめることといたしました。なほ、公認会計士制度の創設に伴い、旧計理士法はこれを廃止すること

としたのであります。が、計理士その他者に、公認会計士となる特別の途を開くために、特別試験の制度を設け、現在計理士の業務を営んでる者には、本法施行後二年間その業務を行うことと認められ、所要の経過規定を設けた次第であります。

何とぞ速やかに御審議の上、御賛成をお願いします。

○吉川(久)委員長代理 午後一時再開

○早稻田委員長 会議を開きます。

午前十一時五十四分休憩

午後一時五十六分開議

○お詫びをいたしましたして、しばらく休憩いたします。

当局より説明を求めました公認会計士團体の代表者であられる藤原龍太氏、大木勇氏、片桐勝昌氏、前川万次郎氏、長柄金吾氏等、斯界の權威者のおいでを願つておりますので、この場合、二、三御意向を聽きたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議はないよう

ありますので、さよう取計らいます。

それではこれから御意見を聞くこと

といたしますが、他の法案の審議の関係もありますので、なるべく簡単に要点のみを申し述べていただかくようお願いいたします。最初に藤原龍太氏に

お願いいたします。

それではこれから御意見を聞くこと

といたしますが、他の法案の審議の関

係もありますので、なるべく簡単に要

点のみを申し述べていただかくようにお願いいたします。

生命、生活訓練を育かすという重大な

ことをお與えくださいましたことは、私は衷心より感謝申し上げる次第であります。

この度政府より御提案に相なつてお

りまする公認会計士法案は、私どもの

従来の権益をまつたく剥奪いたしてお

るのであります。これは法案の第五十

七條をごらんくださいますると、よく

御承知になると思うでござりまする

が、第一項の第二号以下におきまし

て、計理士法によりまして私どもが二

十数年の間その権益を與えられて、今

日まで忠実に守つてしまひました業務

は、まさに無慾悲にもとられてしま

つておられます。すなわち第一項にお

まして特別公認会計士試験を行ふ、そ

の試験を行ひます有資格者は、五年以

上計理士もしくは第二号における

学者、第三号に銀行、保険会社等の会

計の事務に携わつた者、その次はあら

ゆる会社の会計の事務に従事いたして

おりました者、その次は会計学なり経

済学を研究いたしておる者、こういう

事務を行ひますと、全部剝奪いたしてある。これが私どものどう

とおつしやるのであります。われわれは計理士の称号を用いてその業務に

從事しておつたのでありますゆえに、

これはりつぱなる既得権であると申さなければなりません。その既得権をば

從事しておつたのでありますゆえに、

このたびの原案によりますと、全部剝奪いたしてある。これが私どものどう

とおつしやるのであります。われわれは計理士の称号を用いてその業務に

從事しておつたのでありますゆえに、

この点をせひとと御是正願うようにな

りません。それはお願いいたしてみたいと考え

服しかねるところでござりますので、

この結果といしましては、こういう結

果を生むと思うのであります。何ら間

違ひがないところの、学校を卒業して

いたした法律といものは、本法をお

いてないであります。大藏当局のお

考えと私どもの考えておりますこと

と、非常にここに開きがあるのですござ

ります。もしこの法案がこのままに議

会において御通過となるといったします

ならば、われく業者の家族、使用人の

家族等を含わせまして、十数万人はた

だちに路頭に迷うという、悲惨なる結

果を招いてまいります。その

と、非常によろしくはないが、現在の経済

情勢、日本の経済組織の上から申しま

しても、絶対に必要なことであると私

は確信いたしておるのでござります。

それから第二條第二項第二号以下第

六号までのものは、從來法律が與えら

れた権利もなければ保護もなかつた。また法律の取締りも受けておらなかつた人に対しまして、今度は法律によつて新たなる既得権を附與するといふことに相なるのでござります。すなわち特別公認会計士試験を受けるということは、一つの既得権であると見て差支えないと思うのであります。その権利の何らなかつた者に、新たに附與するということは、何としても私どもの考え得られないところでございます。

また本法のうちで十七條に、三年に満ちますると、登録の効果が喪失するのであります。かような登録制度、自由職業の登録の更新を設けられた制度も、また初めてでございます。弁護士手数を要するばかりでございまして、それのみに忙殺され。でございますからいで登録の更新をいたしまするならば、政府も申請者も、ともに煩雑なるなり医師なりにおきましても、三年くらいで登録の更新をいたしまするならば、政府も申請者も、ともに煩雑なる

手数を要するばかりでございまして、それが正當ではなかろうかと、私どもは考えておるのでござります。

それから本法のうちの第九條でございます。これは学者なり特權階級にのみ試験の一部を免除しようとうのであります。さような特權を與える必要はない。すなわち五十七條の第二項以下

とにらみ合わせまして、まことに不合理な成文であると私どもは信じておるのであります。とりもなおさず私どもの既得権は、何としてもこれを認めてもらわなければならぬと思うのであります。もしそれ既得権を認められないといったら、國家はこれに対する生活の補償をいたされる義務があ

るのではないかしらぬというふうにま

で、私どもは考えておるのであります。

もちろんこれに対しましてはさよ

うな犠牲者に対しては、國家が何らか

の補償をされるかも存じませんが、お

そらくそういう御用意があるかという

こと、私どもは危惧に考えておるの

でございます。

さような意味合いでございますか

、ただいま申し上げたように五十七

條の全文をお改めを願いまして、既得

権を認める。すなわち既得権は十年以

上の者に対する選考がその他の適当

な方法によりまして、管委員会に

おいてこれを認める。そして新法の

資格を與える。五年以上の者に対する

は特別公認会計士試験を課して、公認

会計士となさしめるというふうに改め

ていただきたい。

それから法案の名称であります

が、公認会計士という言葉は、まこと

に現在の情勢に合わないと思ひでござります。これは現在の計理士法に対しまして、いわゆる非計理士が使つて

おりますものは、会計士と称して計理

士と類似の行為をやつております。そ

れがちようど公認会計士法という法律

でできますと、何らかまぎらわしい感

じが起るのでござります。社会観念か

ら見ましても、おもしろくないもので

はないかしら、こういうふうに考えま

しておるので、これを公認会計士法と改め

ました第一原案であるのでござります。

かような意味合いでおきまして、藤原

支部長の申されたように、ほんとうに

現業で長い間命をかけて奮闘されてお

ります全国三万の、この十年以上、五

年以上的計理士が、戦争中いかに日本

経済に貢献し、終戦後におきまして、

今日の日本の現況において、かくのご

もおまつめのようでございますので、

討論を省略して、ただちに採決に入ら

て私の話を終ります。

○早稻田委員長 次は計理士会の本部常任理事をお勤めの、片桐勝昌君にお願いいたします。

○片桐参考人 藤原大阪支部長の触れなかつた問題を一、二申し上げまして、ぜひとも御協力を賜わりたいと存する次第であります。

その前に、日本計理士会は戦争中大

蔵省の斡旋によりまして、全國の計理士團体を統合した團体でございますから、日本計理士会はオール計理士の團

体であるのでございます。さらに大蔵省の計理士制度調査委員会の構成の中

に、わが計理士会から六名の委員を送りこんだのであります。この六名の委員各位は、この原案に全部反対をしておきます。いま一つ、十年以上上の現業者に対する特別選考の制度の問題につきましては、すでにG・H・Qから第一回に示されました第一原案でございますが、第一原案が、第一、二箇月経過する間に、この原案に變つてしまして、いわゆる米、英のアーチカウント制度に適應するイリノイ州、ニューヨーク州等の計理士法改正の実例に鑑みまして、第一原案が出了のであります。こういう経過を考えてみますと、私どもの皆様にお訴え申し上げますこの改正要項と申しますのは、実はG・H・Qの示された第一原案であるのでござります。

した第一原案であります。

かような意味合いでおきまして、藤原

支部長の申されたように、ほんとうに

現業で長い間命をかけて奮闘されてお

ります全国三万の、この十年以上、五

年以上的計理士が、戦争中いかに日本

経済に貢献し、終戦後におきまして、

今日の日本の現況において、かくのご

もおまつめのようでございますので、

討論を省略して、ただちに採決に入ら

る識見に徴して行動をとつております

であるかといいますならばこれは現在

ことをお認めくださいまして、ぜひとも

のような計理士が最も數において多く

も私どもの希望をお達しあるよう

に、衷心からお願い申し上げるよう

あります。

○早稻田委員長 次は京都の大木勇君

にお願いいたします。

○大木参考人 本日勞ならぬわれく業者をお招きくださいまして、われわれの表情を一應聽いてやろうという御憐みをもつて、ここにあれ／＼の説明を一應お聴取り願うことは、業者といたましてまことに感謝にたえない次第であります。

大体において前の二人が申し上げた

ことで盡きているのでありますが、こ

の計理士の歴史は申し上げるまでもな

く、大正三年に初めて計理士制度の議

が起りまして、それから昭和三年に至

ることで盡きているのであります。この

の計理士の歴史は申し上げるまでもな

く、大正三年に初めて計理士制度の議

<p

